



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.75

# まつえ北商工会かわら版

令和5年11月

まつえ北商工会

検索



キタキタまつえ北

検索



鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

## 資金繰りのご相談は商工会まで

昨今の大きな事業環境の変化によって、資金繰りに悩む事業者の皆様を支援するため、島根県では以下の金融施策が講じられています。

資金繰りについてお悩みの方はお気軽に商工会にご相談ください。

### 資金繰り支援施策[県制度：協会保証付き]

#### ・令和2年度新型コロナウイルス感染症対応資金の条件変更支援

ゼロゼロ融資の返済計画の見直しをしやすくし、事業継続に必要な手許資金の確保を支援する制度です。据置期間4年以内、融資期間13年以内で条件変更した場合に、追加が必要となる保証料を支援。

※取扱期間：本年12月末条件変更実行分まで



#### ・セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による、売上の減少を要件とし、借換や新たな資金需要に対応する資金です。

※取扱期間：来年3月末まで



#### ・収益力改善伴走支援型特別資金

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、エネルギー価格・物価高騰等の影響を踏まえ、売上や利益率の減少を要件とし、借換や新たな資金需要に対応する資金です。

※取扱期間：来年3月末まで



### 資金繰り支援施策[日本政策金融公庫]

#### ・コロナ特別貸付

※取扱期間：来年3月末まで

#### ・コロナマル経融資

※取扱期間：来年3月末まで

## 経営計画や資金繰りを見直してみませんか

商工会では企業の資金繰りにおける経営改善計画や返済計画等の策定について専門家から支援を受けることができる制度があります。

専門家は元補助金審査員・金融機関OB・社労士・IT専門家等から構成されており、今まで培ってきた豊富な実績・経験から様々なアドバイスをいただくことが可能です。相談料は無料ですので、資金繰りなどでお悩みの方はお気軽に商工会までご相談ください。

### 【専門員の支援事例】

- ◆経営分析→課題抽出→事業計画策定→策定後の実施支援といった一連の経営支援
- ◆新規借入の供給、条件変更など資金繰り改善のための金融支援、金融機関等に提出する経営改善計画の策定支援



## 全員対象！R6年1月～電子帳簿保存法が義務化されます

令和6年1月から電子取引データの電子保存が義務化されます。

### Q 取引データとは？

- ・メールに添付して送られてきた、あるいはメールに添付して送った請求書、契約書、領収書、見積書など
- ・ネットからダウンロードした請求書、領収書、利用明細など
- ・インターネットバンキングで支払った時の取引明細など

### Q 電子保存とは？

- ・やり取りした電子データを電子データのまま保存することです。
- ・紙でやりとりしたものを電子データ化する必要はありません。電子データでやりとりしたものが対象です。
- ・受け取った側、送った側、双方がともに保存する必要があります。  
(例)受け取った側：携帯電話料金や電気料金のWEB明細も対象です。スクリーンショットやPDF等で保存する必要があります。

### Q どのように保存する必要があるの？

- ・改ざん防止のための処置をとる必要があります。  
(例)改ざん防止のための事務処理規定を定めて遵守する。
- ・「日付、金額、取引先」で検索できる必要があります。
- ・パソコンやプリンター等を事務所に備え付ける必要があります。

詳しくは、同封の「電子帳簿等保存法 電子取引データの保存方法をご確認ください」をご覧ください。

## 税理士が答える「電子帳簿保存法、インボイス制度」個別相談会の開催

令和6年1月から、改正電子帳簿保存法の2年間の猶予期間が終了し、電子取引についてはデータでの保存が必要となります。また、令和5年10月から「インボイス（適格請求）制度」が導入されましたが、特例によって経理が複雑になっています。

こうした新しい制度に対し皆さまの疑問やご不明な点に税理士がわかりやすくお答えする個別相談会を開催します。

### ●日程、場所及び講師

会場	日程	場所	講師
鹿島本所	12月18日(月)	まつえ北商工会 鹿島本所 (松江市鹿島町古浦607-3)	税理士法人 錦織会計事務所 税理士 吉田 道夫氏
八束支所	12月19日(火)	まつえ北商工会 八束支所 (松江市八束町波入2073-1)	税理士法人 錦織会計事務所 税理士 福井 陵氏

時間 13:00～17:00 **相談時間60分以内** 定員 各日4名 **\*定員になり次第締め切り**

※お申込みは、事前にFAX・郵送しておりますチラシに必要事項をご記入のうえ**商工会本所宛てFAX(82-1407)**にてご予約をお願いします。

## 両立支援等助成金「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給休暇（賃金全額支給）を取得させた事業主が受けることのできる助成金です。該当する事案が発生した場合は、商工会までご連絡ください。

### 【助成額】

1人あたり10万円、1事業者につき10人まで（上限100万円）

### 【対象となる子ども】

- 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- 下記のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども
  - ①新型コロナウイルスに感染した子ども
  - ②風症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
  - ③医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子供

### 【支給要件】

1. 次のどちらも実施されていること。
  - ①対象となる子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金全額支給）を年間7日以上取得できる制度の規定化
  - ②小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして次のいずれかの社内周知
    - ・テレワーク勤務 ・短時間勤務制度 ・フレックスタイムの制度 ・時差出勤制度
    - ・小学校等の休業期間に限定した短時間勤務及び時差出勤制度・夜勤回数の制限
    - ・ベビーシッター費用補助制度 ・労働者の子ども向けの保育施設の設置及び運営 等
2. 労働者1人につき、1の①に定めた特別有給休暇を1日以上取得したこと。

労働保険の  
加入手続きは  
お済みですか？

パート・アルバイトなどの名称や雇用形態に関わらず  
労働者を一人でも雇っている場合は  
労働保険に加入する必要があります

※「労働保険」とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、政府が管掌する強制保険制度です。

- 労災保険** … 労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、あわせて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。
- 雇用保険** … 労働者の方が失業した場合に、必要な保険給付を行い、生活の安定と再就職の支援を図るための保険制度です。また、事業主の方に向けた、失業の予防や雇用機会の増大・雇用の安定等に関する各種助成金制度が設けられています。

- ★ 労働保険に関する事務手続等は労働保険事務組合や社会保険労務士に委託することもできます。
- ★ どなたでも、事業主が労働保険の加入に必要な手続を行っているかをインターネット上で確認できます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省トップページ

「テーマ別に探す」>「雇用・労働」>「労働基準」

>「施策情報」>「労働保険の適用・徴収」

>「施策紹介」>「労働保険に関する総合情報はこちら」>「適用事業場検索」



お問い合わせ…島根労働局 労働保険徴収室 tel 0852-20-7010